

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年12月12日（金）午前8時58分から午前9時18分

2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」

3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	1番	中山	静子
	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	4番	浅利	進
	5番	阿部	雄一郎
	6番	須藤	和
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 議事録署名者の指名

第2 会議書記指名

第3 議案審議

議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第30号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第28号 農用地利用集積等促進計画の認可について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

主 事 鹿内 日愛

7 会議の概要

事務局 ただいまより、12月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。8番の福土正芳委員と9番の工藤浩司委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第29号につきましては、7番の福原義明委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制

限」の規定により、審議終了まで、退室をお願いします。

(7 番福原義明委員 退室)

会 長 議案第 29 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第 29 号について説明いたします。

今月の農地法第 3 条の許可件数は、所有権移転が 4 件、賃貸借権設定が 2 件です。

3 ページをお開きください。

所有権移転の整理番号 24 番は、豊蒔牡丹森の田 2 筆、合計 1,550 m²です。

譲渡人は高齢により耕作困難となったため、近隣を耕作している譲受人に申し出て売買することとなったものです。

次の整理番号 25 番は、整理番号 24 番に隣接する農地です。

これまでは譲渡人の親戚である●●●●さんが耕作していたもので、24 番と同様の経緯により所有権移転することとなったものです。

次に整理番号 26 番は、田舎館前川の畑、82 m²です。

当該農地は、以前から農業委員会にあっせん希望が上がっていた農地です。

譲受人は、当該農地の近隣で耕作をしており、農地の集約化を目的に取得を希望し、売買することとなったものです。

4 ページをお開きください。

整理番号 27 番の田舎館前川の畑は、整理番号 26 番に隣接する農地です。

こちらも 26 番と同様に、譲受人が農地集約のため取得を希望し、売買することとなったものです。

5 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 11 番は、垂柳大面の田、3,037 m²です。

これまでは、3,037 m²のうち 1,900 m²を賃借人が借受け、残りは所有者が耕作していたものですが、所有者が体調不良により耕作困難となったことから、1 筆全部を賃借人が借受けることとなったものです。

ミニトマトを作付けする予定です。

次に整理番号 12 番は、前田屋敷北佃の田 5 筆、合計 4,272 m²です。

賃貸人は、耕作地を畑中・田舎館地区を中心に集約したい考えで、前田屋敷地区の農地は貸付けすることとしたため、賃借人に貸借を申し入れたものです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第29号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第29号は原案のとおり決定することとします。
福原義明委員の入室をお願いします。

(7番福原義明委員 入室)

会 長 次に議案第30号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案を作成するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第30号について説明いたします。

今月の案件は、一括方式による所有権移転が5件、賃貸借権設定が6件です。

7ページをお開きください。

所有権移転の整理番号21番は、枝川館子の田1筆、八反田川原田の田1筆の合計4,113㎡です。

これまでも譲受人が借受けて耕作していた農地です。

期間満了に伴い、双方協議のうえ売買することとなったものです。

次に整理番号22番は、枝川川部の田2筆、合計3,948㎡です。

これまでも譲受人が借受けて耕作していた農地です。

期間満了に伴い、双方協議のうえ売買することとなったものです。

次に整理番号23番は、大根子小川原田の田8筆、合計5,284.05㎡です。

譲渡人は農地を手放したい意向であったため、近隣を耕作している譲受

人に申し出て売買することとなったものです。

8 ページをお開きください。

整理番号 24 番は、大根子南田の田、4,340 m²です。

これまでも譲受人が借受けて耕作していた農地です。

期間満了に伴い、双方協議のうえ売買することとなったものです。

次に整理番号 25 番は、畑中上野の畑、144 m²です。

当該農地は、これまでも譲受人が管理をしていた農地です。

譲受人は、将来的に当該農地の隣接地も取得したい計画であったことから、今回所有者に申し出て売買することとしたものです。

自家野菜の作付を予定しています。

9 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 51 番は、諏訪堂松岡の田 4 筆、合計 5,216 m²です。

当該農地は、以前はにんにくを作付けしていましたが、病気が付いたことから作付けを水稻に切り替えていたものです。

賃借人は近隣で水稻の作付を行っていることから、賃貸人が申し入れを行い貸借することとなったものです。

次の整理番号 52 番から 10 ページの整理番号 54 番までの豊蒔川崎の田につきましては、いずれも期間満了により契約更新を行うものです。

次に整理番号 55 番は、東光寺村井の田、1,835 m²です。

期間満了による契約更新です。

11 ページをお開きください。

整理番号 56 番は、畑中観妙寺の田 3 筆と畑中藤本の田 7 筆の合計 23,268 m²です。

前の賃借人との契約期間満了に伴い、新たな受け手と貸借するものです。

以上の計画案の内容は、農地の効率的利用や農作業従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 30 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 30 号については、原案のとおり決定することとします。

次に、議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。事務局から説明願います。

事務局 議案第 31 号について説明いたします。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 件です。

13 ページをお開きください。

整理番号 3 番の申請地は、堂野前前川原の畑 2 筆、合計 865 ㎡です。

転用の用途は、事業用車両置き場及び従業員駐車場となっております。

当該農地に隣接している有料老人ホーム●●では、入居者が定員に達したため、今後 1、2 年の内に施設の増築を予定しております。

それに伴い、今ある駐車場が使用できなくなるため、新たに駐車場用地の確保が必要となったものです。

以上です。

会 長 次に、現地調査の結果報告を 7 番の福原義明委員よりお願いします。

現地調査委員（7 番 福原義明委員）

現地調査の結果を報告します。

11 月 28 日に、中山稔委員、福士正芳委員と事務局と私の 4 名で現地を確認しました。

申請人、土地の所在等は資料記載のとおりです。

周辺の土地、作物等への被害防除対策についてですが、雨水については、砂利敷きによる地下浸透とする計画になっています。

現地調査を行った所見としましては、日照、排水、悪臭、騒音等のいずれも、周辺への影響は問題ないものと判断しました。

以上です。

会 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局 当該申請地は、周辺に 10ha 以上の集団農地が形成されていることから、農地区分は第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地は原則転用不許可ですが、本案件につきましては、既存施設の 2 分の 1 以内の敷地拡張にあたることから、不許可の例外に該当し、転

用は可能であると思われます。

以上です。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 31 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 31 号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に報告事項に入ります。

報告第 27 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 27 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

16 ページをお開きください。

整理番号 41 番は、貸借面積を変更して改めて契約を行うため、いったん解約を行ったものです。

変更後の契約内容は、5 ページの整理番号 11 番のとおりとなっております。

整理番号 42 番につきましては、賃借人の農業機械の故障等の理由により耕作困難となったため解約したものです。

新たな受け手については、検討中となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 27 号を終わります。

次に、報告第 28 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 28 号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき知事の認可を受け、同条第 7 項の規定により通知書を受理したので報告するものです。

今月は、所有権移転が5件、一括方式による賃貸借権設定が1件、使用貸借権設定が1件です。

8月の定例総会において、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について審議された案件です。

県の認可、公告日については、所有権移転が令和7年10月24日付け、一括方式による利用権設定は10月31日付けとなっております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告第28号について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第28号を終わります。

以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。ありがとうございました。